

事務連絡  
令和4年8月22日

各都道府県衛生主管部（局）御中

医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査（第3回）の実施について（依頼）

先般、「医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査（宿日直取得許可等取得状況調査）の実施について（依頼）」（令和4年7月11日付け厚生労働省医政局医事課事務連絡）により、病院（大学病院の本院及び防衛医科大学校病院を除く。以下同じ。）及び有床診療所を対象として、宿日直許可の取得状況等について調査を行っていただいたところです。大変ありがとうございました。また、当該調査結果については本年8月19日までに、当課までお送りいただくようお願いしておりました。まだお送りいただけていない場合は、早急にお送りいただくようお願いいたします。

第3回の調査については、第2回の調査結果及び別途当課からお送りする大学病院の本院等に対する調査結果を踏まえて実施するものです。

貴管内の医療機関の医師派遣の状況について把握いただき、

- ① 2次医療圏内において地域医療提供体制を維持するために必須となる医療機関のうち、今後2024年4月までの間に、働き方改革の影響により、大学病院等から医師派遣の引き上げの意向が示されている医療機関の有無及びある場合はその詳細
- ② 医師労働時間短縮のための取組を行ってもなお2024年4月までにすべての医師の時間外・休日労働時間を年通算1,860時間以内とすることが困難な医療機関の有無及びある場合はその詳細

について本年9月16日までに別紙により当課までご報告いただきますようお願いいたします。なお、①の報告に当たっては2次医療圏内において地域医療提供体制を維持するために必須となる医療機関、②の報告に当たっては前回の調査において年間の時間外・休日労働時間が1,860時間以上の医師がいると回答した医療機関からそれぞれ状況を聴取していただくようお願いいたします。

①又は②で支障があるにご回答いただいた医療機関については、今後、状況の改善のために個別に支援等を行っていただきますようお願い申し上げます。その際、厚生労働省においても貴部（局）と連携のうえ、必要な支援を行うことを予定しております。

照会先  
厚生労働省医政局医事課  
医師等医療従事者働き方改革推進室  
電話（代表）03-5253-1111  
主 査 瀧 翔哉（内線4406）  
江崎 哲史（内線4196）



## 医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査

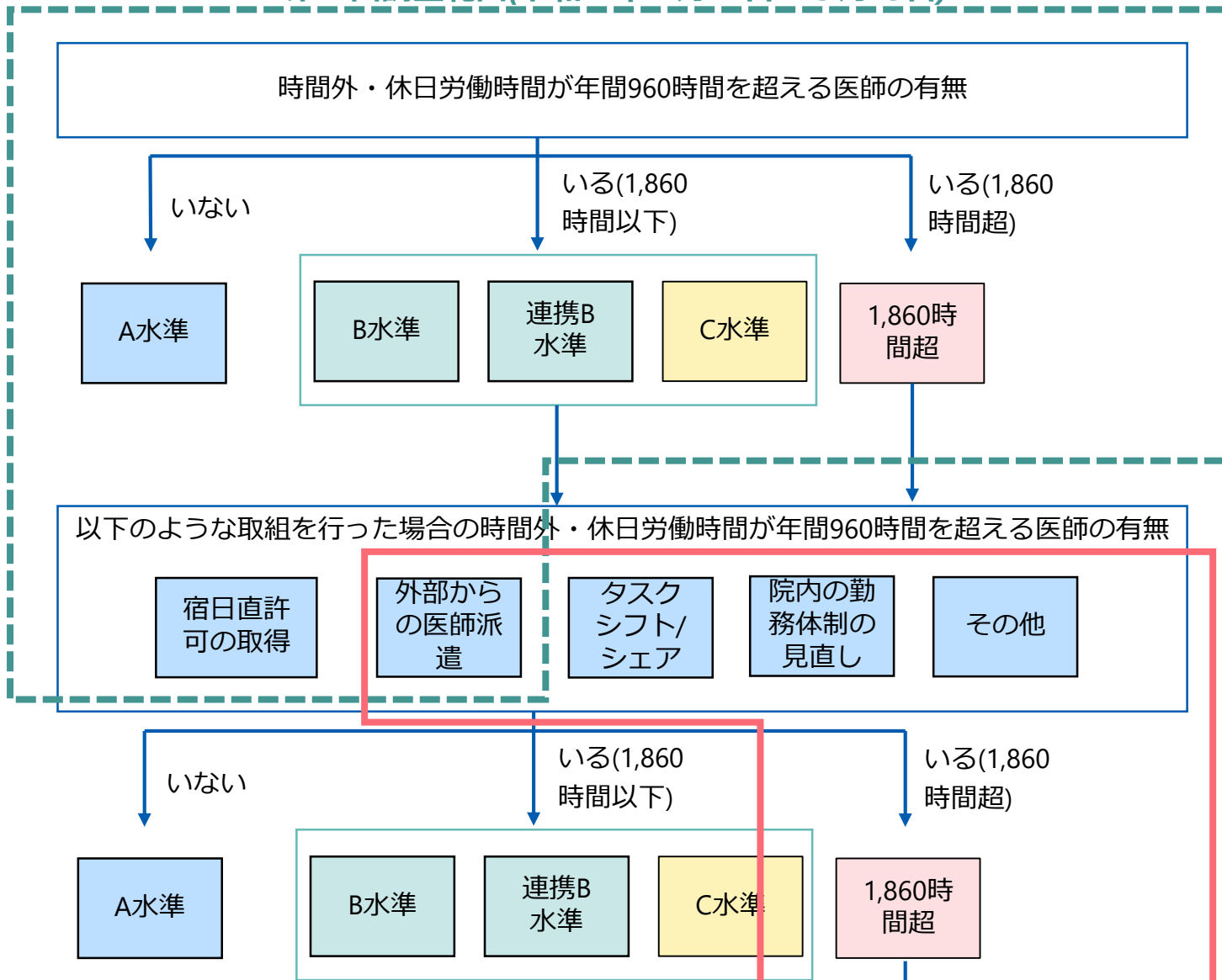
都道府県 \_\_\_\_\_  
ご担当者 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_  
メールアドレス \_\_\_\_\_

問2については、第2回調査において、年間の時間外・休日労働時間が1860時間以上を超える医師がいると回答した医療機関に状況を聴取した上で回答ください。

問2 2次医療圏において地域医療提供体制を維持するために必須となる医療機関について、令和6年4月の法施行までに、医師の労働時間短縮のための取組（宿日直許可の取得、タスクシフト/シェアの実施、勤務体制の見直し等）を行ってもなお、令和6年4月までにすべての医師の時間外・休日労働時間数を年通算1,860時間以内とすることが困難とお考えの場合には、時間外・休日労働時間数が1,860時間超となる医師数を回答下さい。また、当該医師に対する対応状況と、対応を踏まえた当該医療機関の診療機能への支障の見込みについて記載してください。

医療機関名	診療科名	1,860時間超 となる医師数	対応状況	支障の見込み
				(選択してください)
				(選択してください)
				(選択してください)
				(選択してください)

## 第2回調査範囲(令和4年7月11日～8月19日)



## 第3回調査範囲 (令和4年8月22日 ～9月16日)

労働時間短縮に向けたさらなる取組  
都道府県・厚生労働省による勤務体制改善の支援